

報告第37号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守屋輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年10月2日
- 2 損害賠償額 110,000円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和5年8月23日午後9時10分頃、市内板橋578番付近の市道0026において、板橋地藏尊法要の特別警備の警備資機材を搬送していた資機材搬送車の無線用アンテナが露店に接触し、骨組み及びのれんを破損させた。